

中央公園の今後の活用に係る基本方針

【 目 次 】		ページ
1	はじめに	1
2	中央公園の区域の変遷	2
3	中央公園内の公共施設等の現状	3
4	中央公園の特性と課題	4
5	活用に当たっての基本的な考え方	4
6	中央公園及び周辺地域を含めた空間づくりの方向性	6
	(参考) 中央公園の今後の活用に係る有識者会議	9

令和 2 年 3 月
広 島 市

1 はじめに

中央公園は、戦災復興のシンボルとして整備され、都心における緑豊かな空間として本市の個性と魅力ある都市空間の形成に大きな役割を果たしてきた。

平成 23 年 10 月に設置した市民の各界各層から成る旧広島市民球場跡地委員会（以下「跡地委員会」という。）が旧広島市民球場跡地（以下「球場跡地」という。）の活用方を議論する際の参考とするため、本市では、公園内に立地する各種公共施設の老朽化が進行し機能面でも課題を抱えているという問題認識の下、関係各課で構成する庁内検討会議による検討を経て、平成 24 年 11 月に「中央公園の今後の活用に係る検討状況（中間報告）」を公表している。

その後、球場跡地については、跡地委員会での議論を踏まえて、平成 25 年 3 月に「旧市民球場跡地の活用方策」を、平成 27 年 1 月にその具体的なイメージを示した「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ」を策定・公表している。

こうした中、平成 25 年 6 月にサッカースタジアムの建設に向けた検討が開始され、その検討過程で、球場跡地、中央公園広場等が建設候補地となっていたが、令和元年 5 月に「サッカースタジアム建設の基本方針」を策定し、スタジアムの建設場所を中央公園広場とすることが決定したことから、球場跡地を含む中央公園全体を見据えた活用方策について、具体的な検討を進められる状況となった。

こうした成果を踏まえつつ、増加傾向にある外国人観光客の誘導や Park-PFI 制度の創設などを契機とする民間活力の積極的な導入などの新たな視点を加味し、中央公園の今後の活用に係る有識者会議における議論を経て、中央公園の今後の活用に係る基本方針を取りまとめるものである。

中央公園に関する主な検討経緯

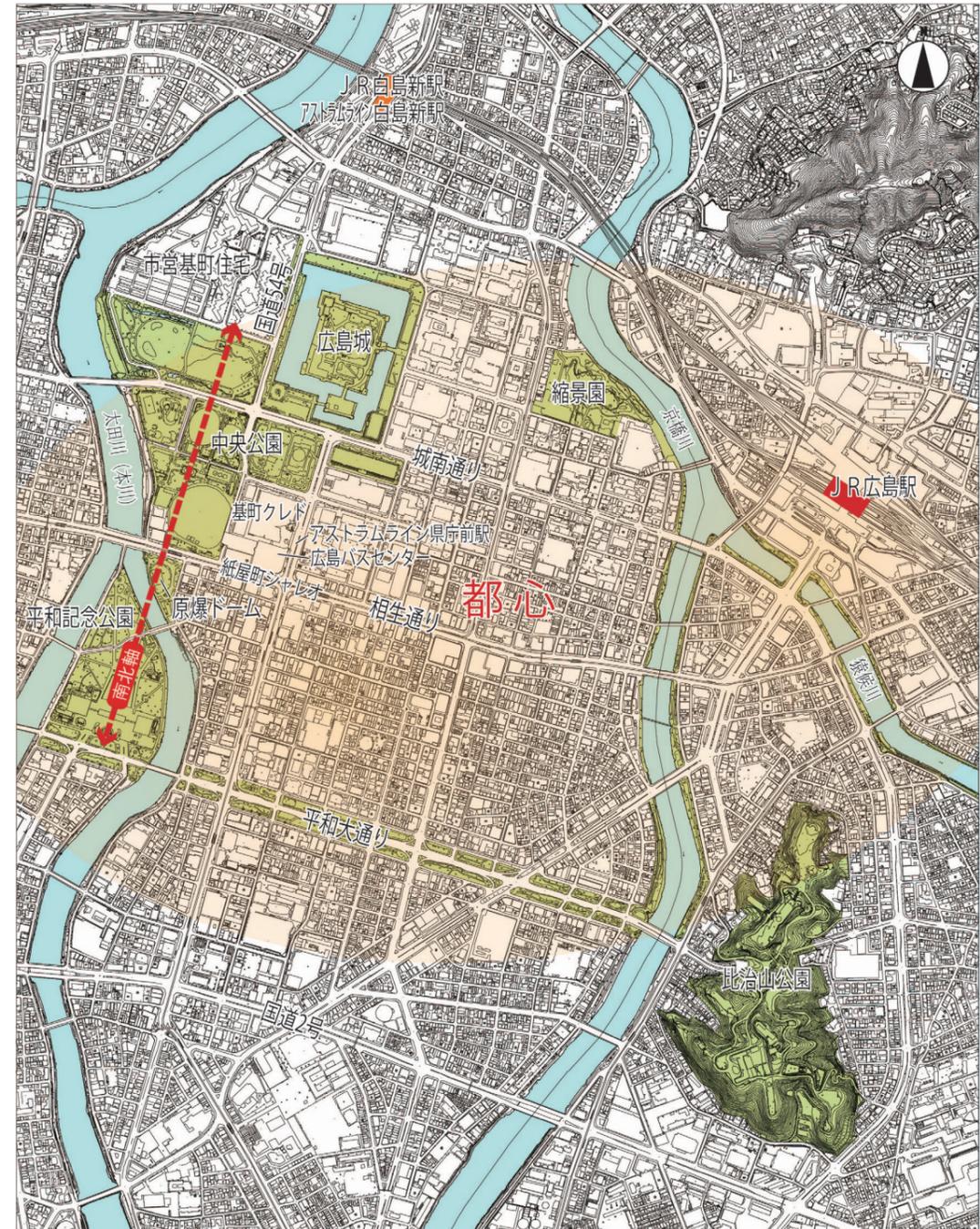
年 月	事 項
平成 23 年 10 月	跡地委員会を設置
平成 24 年 11 月	中央公園の今後の活用に係る検討状況（中間報告）を公表 （第 6 回跡地委員会に参考資料として配付）
平成 25 年	2 月 跡地委員会から市長に「旧広島市民球場跡地の活用について（最終報告）」を報告
	3 月 「旧市民球場跡地の活用方策」を策定
平成 27 年 1 月	「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ」を公表
令和元年 8 月	中央公園の今後の活用に係る有識者会議を設置

ひろしま都心活性化プランにおける位置付け

本市では、右記の位置図に示す広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を進めています。

こうした取組をより一層推進し、都心を活性化するため、平成 29 年 3 月に広島県と連携し、「ひろしま都心活性化プラン」を策定しており、その「先導的な取組」として、「公共空間を活用したにぎわいづくり」を掲げ、「中央公園の在り方検討と旧広島市民球場跡地の活用」に取り組むこととしています。

都心における中央公園の位置

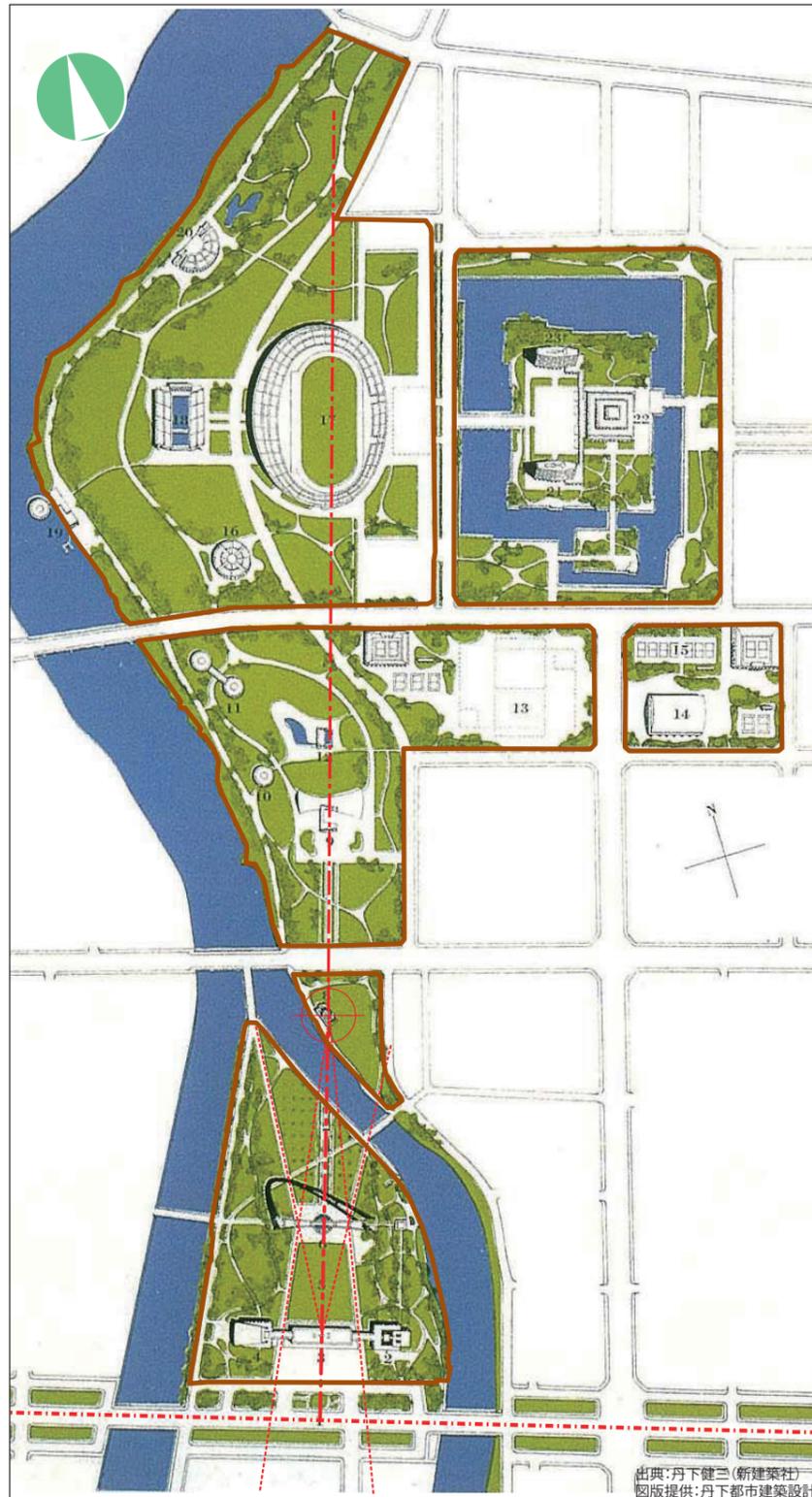


中央公園は中四国最大の商業業務地である紙屋町・八丁堀地区に隣接し、周辺には、世界文化遺産である原爆ドームを含む平和記念公園、広島バスセンターやアストラムライン県庁前駅などの交通施設、基町クレドや地下街シャレオなどの商業施設、基町住宅などが立地している。

また、平和記念公園及び比治山公園、平和大通りや河岸緑地などの緑地と、市内中心部を流れる多くの河川とともに、デルタ内における水と緑に囲まれた豊かな空間を形成している。

2 中央公園の区域の変遷

昭和25年 広島平和都市建設構想（案）（丹下健三氏）



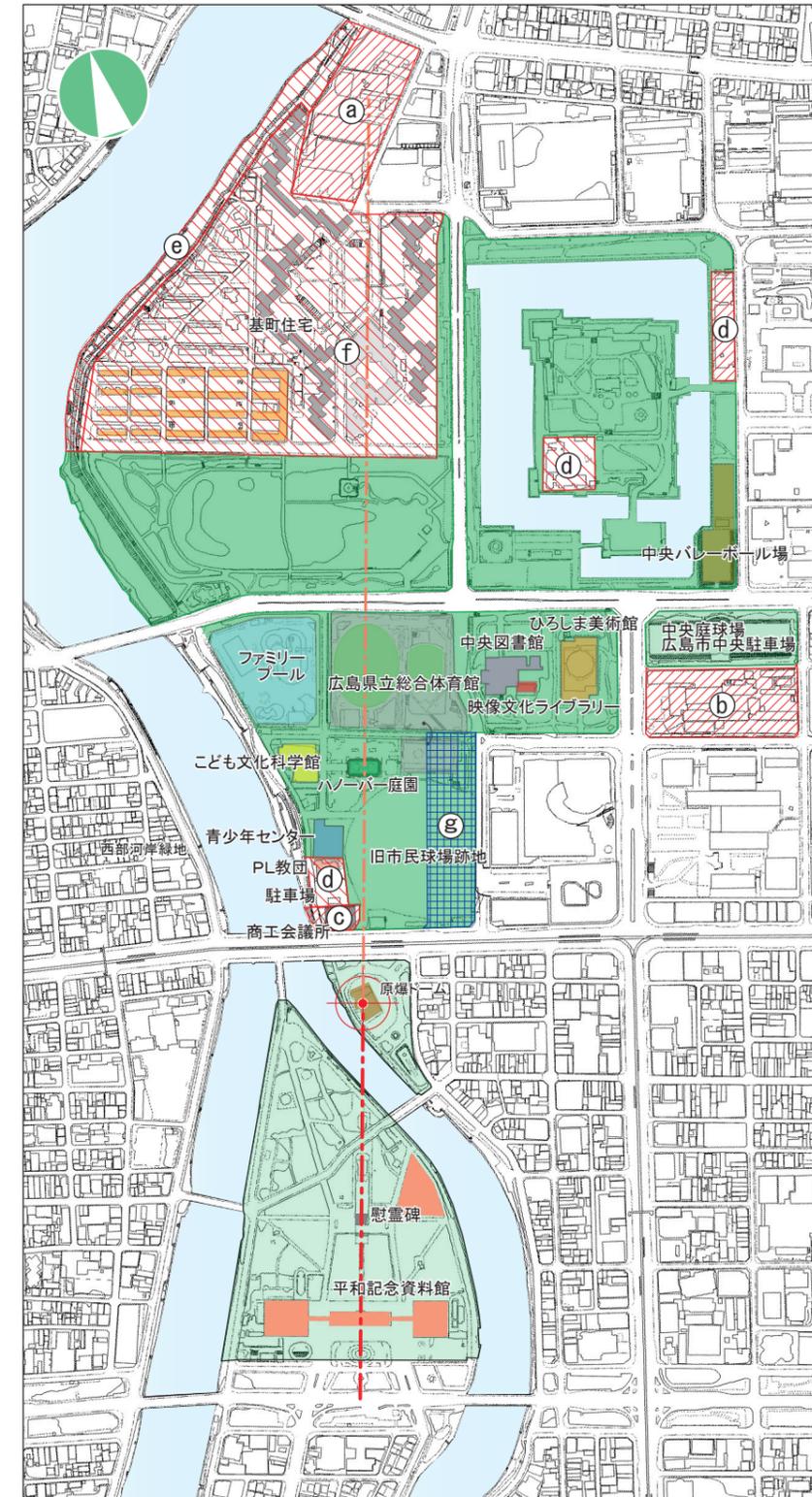
合計 約81 ha

（平和記念公園を含む。）

出典：丹下健三（新建築社）
図版提供：丹下都市建築設計

- 中央公園及び平和記念公園（図中□）は、昭和21年に都市計画決定され、昭和24年に公布・施行された「広島平和記念都市建設法」に基づき、国からの支援などを受けて整備された。
- 昭和24年に行われた平和記念公園及び記念館設計コンペで第1等選ばれた丹下健三氏（コンペ時は丹下グループ）は、昭和25年に、平和記念公園だけでなく中央公園を含む一体の計画として「広島平和都市建設構想（案）」を発表した。

現在



合計 約55ha

（中央公園 約42.8ha
平和記念公園 約12.2ha）

- 昭和27年、公園区域から除外（図中a）
北側突端部の東側（図中a）
広島市民病院敷地（図中b）
商工会議所敷地（図中c）
- 昭和31年、公園区域から除外（図中d）
護国神社及びPL教団敷地（図中d）
河岸緑地（図中e）
基町住宅用地（図中f）
- 昭和32年、公園区域に編入（図中g）
現在の旧市民球場跡地東側（図中g）

